

I. 基本方針

公益財団法人沖縄県交通遺児育成会は、昭和46(1971)年7月13日に任意団体の「沖縄交通遺児を励ます会」としてスタート発足しました。昭和54(1979)年3月27日、同会を発展解消し「財団法人沖縄県交通遺児育成会」へ移行しました。平成元(1989)年10月21日、県知事から特定公益増進法人の証明書交付を受けました。平成23(2011)年7月1日、県知事の認定を受けて公益財団法人へ移行、令和3(2021)年7月に設立50周年を迎えることができました。

本会は「1. 奨学金等給付事業」、「2. 人材健全育成事業」、「3. 募金・寄付金受入事業、広報活動事業」の3本柱で活動して参りました。

給付支援をより一層推進し、公益性ある社会福祉と地域貢献活動のため以下の具体的事業計画の推進に努めます。

II. 事業計画

1. 奨学金等給付事業

(1) 目的

本事業は、生計の維持が困難な交通遺児等を対象に給付を実施します。

(2) 事業内容

毎年4月から5月にかけて県内全ての小・中・高等学校、特別支援学校、専修学校、大学へ奨学育成金給付案内文書を送付、受給申請を呼びかけます。ホームページで募集要項を公開するほか、機関紙でも呼びかけます。

認定の可否は「奨学金等給付選考委員会」で決定し、結果は事務局から各保護者及び在籍校へ通知します。同時に各家庭への給付手続きも開始します。

(3) 給付金の種類と支給対象者

① 育成金	小・中・高等学校、特別支援学校に在籍する者
② 奨学金	専修学校、大学に在籍する者
③ 激励金	小・中学校、特別支援学校の小・中学校に入学する者ならびに中学校、特別支援学校の中学部を卒業する者
④ 見舞金	小・中・高等学校、特別支援学校の小・中・高等部に在籍し、1年以内に交通遺児等になった者
⑤ リーダー育成金	国内の場合、沖縄県青少年育成県民会議主催の青少年交流体験事業へ派遣する者を対象とする。国外の場合、当会が認定した給付者の中から海外留学を希望する者を対象とする。

(4) 支給額（1人あたり）

① 育成金	小学生	48,000円
	中学生	54,000円
	高校生	96,000円
② 奨学金	専修学生	120,000円
	大学生	240,000円
③ 激励金	小学校(部)入学	15,000円
	中学校(部)入学	20,000円
	中学校(部)卒業	20,000円
④ 見舞金	小学生	30,000円
	中学生	30,000円
	高校生	30,000円
⑤ リーダー育成金	県外派遣	60,000円(派遣費)
	海外留学	500,000円(最大)

(5) 選考方法

提出された申請書は「奨学金等給付選考委員会」にかけられます。

運営要綱、給付規定、奨学生等選考内規に基づき県や教育庁、小・中高等学校長会、社会福祉協議会等の有識者11名から成る選考委員によって書類審査等の選考が行われます。

継続申請者であっても、申請人の素行（休学、退学及び留年等の就学状況）、親権者の生活状況（所得超過、再婚等）などを改めて確認します。

(6) 申請資格

- ① 保護者が交通事故で死亡または負傷した
- ② 沖縄県内の学校に在籍している
- ③ 保護者の年間所得が400万円未満
- ④ 保護者が再婚していない
- ⑤ 生活保護の教育扶助を受けていない
- ⑥ その他上記以外の規定による事項など

(7) 実施期間

募 集：4月 ～ 8月

選 考：9月 ～10月

- ① 奨学育成金の通知及び給付：10月～11月予定
- ② 激励金の通知及び給付：10月～2月予定
- ③ 見舞金の通知及び給付：10月予定
- ④ リーダー育成金の振込み：主催団体が指定する期日内

(8) その他

① 激励金

奨学・育成金とは別に、小学校、中学校、特別支援学校の入学生と中学校卒業生には激励金を贈ります。理事長に代わり事務局長が各在籍校を訪問し、校長先生や担任教諭らの立ち会いの下、理事長から託された激励の言葉を伝達します。

② 見舞金

見舞金は、事故（死亡・負傷の）日から起算して1年以内の初年度申請者へ贈られます。激励金同様、各在籍校を訪れお見舞いの言葉を伝達します。

③ リーダー育成金

リーダー育成金は、民間団体等と連携のもと国内外問わず異文化交流派遣費用として対象となった者へ贈ります。対象者は、連携団体が提示する条件に該当する者で、費用は一人当たり国内では約6万円、国外では50万円を上限額としています。

2. 人材健全育成事業

(1) 目的

本事業は、①保護者と交通遺児等の交流激励会等を通して家族間相互の結びつきを深め、相互の情報交換や懇親を図る②当会の奨学生等選考内規では対応できない県外進学 of 学生を支援する③交通遺児等のリーダーシップの育成④交通遺児等に国際的な視野の取得機会を与えることを目的に実施します。

(2) 事業内容

① クリスマス交流激励会

クリスマス時期にイベントの招待、映画鑑賞、スポーツ観戦、ホテル食事会など様々な取組みを通し、今後も多くのご家庭に楽しんでもらう場を提供していきます。

② 儀間教育振興会へ県外進学生の推薦（指定枠）

儀間教育振興会は、自身も苦学生だった故儀間常亀氏が「勉学に励む苦学生を支援し、社会貢献したい」との思いで、平成5(1993)年に設立した団体です。

交通遺児枠として10人枠を設けていただいているため、当会の給付基準に外れた県外進学者でも引き続き学資援助を受ける道を開くことができます。

儀間教育振興会から大学生及び専修学生の学資援助募集依頼を受けた場合、基準要項や資格等に基づく対象者を募集します。

③ 沖縄県青少年育成県民会議へ派遣者の推薦（指定枠）

沖縄県青少年育成県民会議主催による夏季「フレンドシップイン九州」と冬季「フレンドシップイン兵庫」の交流事業は、県内児童生徒が県外の子供達との共同生活を通し自主性や協調性を養うことを目的としています。

交通遺児枠として小学5、6年生または中学生の対象枠が設けられており、派遣依頼を受けますと対象世帯へ募集を呼びかけます。応募者多数の場合は、局内選定でもって派遣者を決定します。

④ 海外留学の支援

語学力向上のため海外進出を目指す学生を応援しようと令和元(2019)年度から最大50万円を予算化しました。

当初（平成5年度から23年度まで）は、沖縄ライオンズクラブ主催の海外短期留学生派遣事業へ12人の学生をマレーシア等へ派遣した経緯があります。しかし、昨今では派遣枠1名の確保も厳しい状況です。

以後、派遣実績はありませんが同クラブへは理解求めを継続すると同時に、類似制度を持つ団体の調査にも努めます。

(3) 実施期間

- ① クリスマス交流激励会の案内：12月
- ② 儀間教育振興会の交付式：8月
- ③ 県青少年育成県民会議への派遣：8月 または 12月
- ④ 沖縄ライオンズクラブへの推薦枠要請：9月

3. 募金・寄付金受け入れ事業、広報活動事業

(1) 目的

交通遺児等が境遇に負けることなく希望を持って学業に励み、強く明るく成長し、有為な社会人となるよう奨学・育成金等支給、健全育成事業などを実施するため①資金確保の募金・寄付受け入れ事業②交通事故防止の広報・啓発活動を行います。

(2) 事業内容

① 資金確保のための募金・寄付受け入れ事業

[団体・個人寄付]

独自調査において、寄付意識は高いものの“きっかけ”や“寄付先”が定まらず躊躇する「迷い寄付者」が意外と多いということが分かりました。

寄付に関心を持ってもらうこと、寄付意識を前向きに持たせることが大切と考え、その手段のひとつとしてきっかけ作りの取組みには、交通安全祈念、退職記念、香典返しなど、機関紙やホームページで寄付種別の多様さを紹介します。

次に、寄付先を探している方への取組み方には、機関紙の設置場所を待合室やロビーなどへ変えていただくよう促します。

機関紙配布先は、給付世帯をはじめ寄付支援者（個人・団体）、行政機関や福祉施設など関連団体、県内全学校が中心となっています。その中で企業や福祉施設、病院施設などは保管場所をパブリックスペースに変えていただくことで、当事業を知らない一般の方が貴重な待ち時間に手に取っていただき、知ってもらうこと、関心を持っていただけることに期待したいです。

[職場・賛助募金寄付]

各市町村役場や教育機関、病院、福祉施設、学校などを通し職場募金を呼びかけます。休眠団体の復活にも注力し努めていきます。

[ボックス募金寄付]

数年放置状態の休眠団体に対し集金訪問を促します。

同時に、募金ボックス設置場所を確保するため変わらず自動車関連団体も狙いアピールしていきますが、今後は“社会全体と子どもの教育支援の共有”という新たな関係作りを目指し不特定多数の設置呼びかけを行います。

屋内外イベント再開が見込めた場合には、交通遺児支援チャリティーイベント会場に募金ボックスを設置いただけるよう働きかけます。来場者へ寄付支援を呼びかけますと募金ボックス寄付の資金造成に繋がることができます。

さらに、給付事業の周知にも広げられるよう意識し取組みます。

[周年記念団体寄付]

周年を迎える企業・団体に対して“周年記念寄付”の呼び掛けで寄付造成の一助に努めます。

② 交通事故防止の広報・啓発活動

[イベントへの参加]

企業・団体が開催するチャリティーイベント、交通遺児支援を呼びかける街頭募金活動など要請あれば参加・協力し、寄付の受け入れに努めます。

[交通安全運動への参加]

行政機関が主導する四季折々の交通安全運動、飲酒運転根絶運動などに積極的に参加し、ともに交通事故防止、予防活動に携わっていきます。

[周知活動]

今後取り入れたい働きかけとして、“給付対象に当たっては、負傷した場合も条件によっては対象となることの周知”があります。

死亡に比べ負傷の場合、傷の程度が把握しづらくこれまでも調査方法は各学校主体となっていました。

改善する取組みとしましては、まず6月頃、沖縄県小中学校長会の定例会議に参加できるよう努め学校現場との再構築を目指します。

次に、当事者以外の第三者、つまり“地域住民から情報を寄せられる環境作りの整備”を取り入れます。

具体的には、県内の社会福祉事務所や社会福祉協議会を筆頭に各市町村担当窓口（例えば児童家庭課、子ども応援課など）へ出向き、前述の活動周知とパンフレット設置協力をお願いします。新しい関係の構築による遺児発掘の一助にも期待します。

[ホームページ・機関紙・パンフレットの発行]

ホームページや、年3回発行の機関紙“南風”（発行部数4000部）では子どもたちや保護者の現状や寄付贈呈式の様子を伝えています。南風では、交わることがほとんどない寄付者と支援者が繋がるような紙面作りを目指します。

パンフレット制作では、“簡潔な宣伝”と“周知広報”を意識し工夫します。

給付事業の紹介、対象者の選別、寄付金要請、税額控除認定団体などを盛り込む一方、育成会独自のロゴ作成にも挑戦していきたいです。

4. その他の活動

(1) 目的

公益目的事業を円滑に執行していくために、重要な手続きを伴う場合や組織内の変更など要する場合は、今後も以下のとおり取り組みます。

(2) 活動内容

① 満期による証書の書き換え

基本財産及び特定資産が満期を迎える際には、担当税理士や各金融機関の担当者に情報提供を求め、より安全かつ慎重な書き換えに努めます。

② 改選期に伴った役員変更における登記申請及び電子申請の取り組み

令和5年度は評議員及び理事並びに監事の改選期に当たります。

評議員をはじめ理事や監事の交代が認めれた場合には、臨時理事会または評議員会を開催するなど対応し登記申請も遅滞なく取り組めるよう心がけます。

同様に、沖縄県への電子申請も期限日を厳守し行います。

③ 事業の円滑な取り組み

事業を円滑に取り組むために諸規程の見直し、または新たに導入が必要と判断された場合には、公益法人法に従いみなし決議を行使するなど、より柔軟な対応を心がけて取り組みます。